

青梅市学校規模適正化基本方針

1 学校規模適正化の目的

児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。

しかし、児童・生徒数や学級数によっては、様々な課題に直面し、教育環境として不具合が生じる場合があります。

学校規模適正化の目的は、よりよい教育環境の実現にあります。規模の適正化により、児童・生徒数や学級数、地域事情等による課題の改善を図り、幅広く多様な学習環境を提供し、社会性や規範意識を身に付けることができる教育環境の向上を目指します。

2 適正化の基本的な考え方

学校がそれぞれ歴史と伝統を持ち、地域と密接な関係を持ってきたことを踏まえ、地域の事情に十分に配慮し、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら適正化を進めていきます。

また、毎日の通学が児童・生徒の心身に与える影響を考慮し、通学距離、通学時間、通学手段および通学路の安全性について十分に配慮します。

3 現状と課題

(1) 児童・生徒数の現状と教育人口推計

全国的に人口減少や少子高齢化が進む中で、平成30年度の小学校児童数は6,214人で、ピーク時の昭和57年度の12,023人の51.7%となっています。5年後の平成35年度の推計では、5,251人とピーク時の43.7%まで減少することが見込まれています。

また、中学校生徒数は3,275人で、ピーク時の昭和62年度の6,301人の52.0%となっています。平成35年度には3,031人とピーク時の48.1%まで減少することが見込まれています。

しかし、小中学校の数は変化していないため、規模の小さな学校が増加しています。今後の児童・生徒数の推計でも減少傾向は続くこ

とから、学校の小規模化は一層進むことが予想されます。

全市的には減少傾向にありますが、地域によっては、宅地開発が進み、児童・生徒数が増加している学校もあります。

(2) 学校の状況(東小・中学校を除く)

小学校16校のうち5校が11学級以下、うち3校が単学級。

中学校10校のうち4校が8学級以下、うち2校が単学級。

(3) 通学距離、時間、手段の状況

地域によって通学距離、時間、手段は異なりますが、遠距離通学で公共交通機関を利用する児童・生徒に、市が通学費の支援をしています。統合により遠距離通学となった成木小学校では、スクールバスでの通学支援を行っています。

中学校では、学校によって自転車での通学を認めています。

(4) 小規模校における課題

少人数ならではのメリットも多数ある一方、児童・生徒数が少なくなると、人間関係に限られ、集団的な活動等に支障が生じ、個人への負担や責任も重くなるなど、次のような課題があります。

○班活動やグループ分けに制約が生じる。

○学年、性別などアンバランスな構成になりやすい。

○体育科や音楽科など集団学習の実施に制約が生じる。

○成績、人間関係などが序列化、固定化しやすい。

○多様な考えや見方にふれる体験が少なくなる。

○クラブ活動や部活動の種類が限定される。

○適度な刺激を受けたり、切磋琢磨する機会が少ない。

○児童・生徒、保護者、教職員一人当たりの負担が重くなる。

(5) 大規模校における課題

児童・生徒数が多いため、多種多様な教育活動が可能になりますが、施設の狭隘化やきめ細かな教育が難しくなる側面があります。

○児童・生徒の活躍の場や機会が少なくなる。

○一人あたりの教材や教育設備の使用率が低くなる。

○特別教室、体育館、運動場などの使用計画を立てるのが難しい。

(6) 老朽化する校舎の更新

児童・生徒には安全・安心かつ快適な教育環境を確保しなければな

りません。学校は、地震等の災害発生時には地域住民の避難場所としての役割も担っています。しかし、ほとんどの学校の校舎は、築後40年以上経過しています。鉄筋コンクリートの劣化状況等から推定される鉄筋建物の耐用年数は、建築後概ね50年程度とされていますが、今後校舎の更新時期が集中することが予想され、将来を見越した対応を考えなければなりません。

(7) 少人数教室・特別支援学級の教室の確保

「習熟度別クラスおよび少人数クラスの導入」、「特別支援学級の児童・生徒数の増加」により、少人数指導、特別支援学級で使用する教室の確保が必要となっています。

4 望ましい学校規模と配置

(1) 学級数について

○小学校の適正規模

12学級以上で24学級を超えない範囲（各学年2～4学級）

「小学校は、全学年でクラス替えやグループ学習などの充実を図ることができ、学年に複数の教員が配置できる12学級以上で、学校施設の使用に支障をきたさず、教員と児童の関わりを良好に保つことができる24学級以下が望ましい。」

（許容範囲）：7学級から11学級以下で、小規模校のデメリットを補えるだけの教育効果が期待できる場合

○中学校の適正規模

9学級以上で18学級を超えない範囲（各学年3～6学級）

「中学校は、小学校の考え方とほぼ同じであるが、中学校では教科担任制となるため教員配置の面から5教科（国語、数学、理科、社会、英語）に複数の教員が配置でき、全教科専任教員が配置できる9学級以上が望ましい。」

（許容範囲）：8学級以下で、小規模校のデメリットを補えるだけの教育効果が期待できる場合

(2) 児童・生徒数について

○学級の最少規模

1学級当たり20人程度が確保できる規模

学級数は同じでも、各学級の児童・生徒数や学校全体の児童・生徒数には大きな幅があります。望ましい学級数と併せて、児童・生徒数も考慮する必要があります。

(3) 小・中学校の適正配置

○自転車通学、公共交通機関等の適切な交通手段を確保することを前提とします。

○通学距離は、小学校は概ね4 km以内、中学校は概ね6 km以内とします。

○通学所要時間は、小学校、中学校ともに、概ね1時間以内とします。

5 適正化の対象

望ましい規模でない学校のうち、取組を進めることで教育環境の向上が期待できる学校を規模適正化の対象とします。

(1) 小規模校

望ましい学校規模に達しない小規模校のうち、速やかな対応が必要であると考えられる学校を対象とします。

○小学校：6学級以下で、今後、複式学級になると見込まれる学校、全ての学年の児童数が20人未満になると見込まれる学校

○中学校：3学級以下で、今後、複式学級になると見込まれる学校、全ての学年の生徒数が20人未満になると見込まれる学校

(2) 大規模校

望ましい学校規模を上回る大規模校のうち、今後も同様の状況で推移することが見込まれる学校を対象とします。

○小学校：全校で25学級以上の学校

○中学校：全校で19学級以上の学校

6 適正化の方法

地域の歴史や特性、地域のまとまり（支会・自治会）に配慮し、個々の状況に応じて、統合、通学区域の見直しなどを検討します。

(1) 学校の統合

地域特性等に十分配慮し、保護者や地域の理解を得た上で、適正規模に満たない学校や隣接する学校について、統合を検討します。

統合を検討する場合、地理的な事情を考慮し、通学方法や児童の負担等を十分配慮し、通学可能なエリアとします。

(2) 通学区域の見直し

通学区域の見直しは、通学区域と地域のまとまりに不整合が生じたり、小学校と中学校の通学区域が異なったりする弊害もあることから、検討に当たっては、通学路の安全、通学距離および隣接校の児童・生徒数、学校と地域とのこれまでの関係などに十分配慮します。

(3) 通学区域の弾力化

指定校変更制度の見直しなど通学区域の弾力化に取り組んでいます。

(4) 小規模特別認定校制度

平成20年に「青梅市小規模特別認定校設置要綱」を制定し、成木小学校および第七中学校の二校を小規模特別認定校制度による就学を認めることのできる学校に決めました。

成木小学校では平成21年度から、第七中学校では、平成24年度からこの制度を導入しています。

(5) 小・中学校一貫教育

同一地域の小・中学校について、小中一貫教育に適した学校施設を検討します。（施設一体型等）

7 留意すべき事項

(1) 児童・生徒への配慮

当事者である児童・生徒に過大な負担を掛けることのないよう児童・生徒の気持ちに十分配慮します。

(2) 施設整備

適正化に当たっては、既存施設の耐用年数や学校の位置などを総合的に勘案し、既存施設の長寿命化、増築および建替え、集約化、複合化による施設数の縮減について考慮し、施設整備を検討します。

(3) 少人数指導・特別支援学級

少人数指導の取組み、特別支援教室の導入、特別支援学級の学級増に対応した教室が確保できるよう、施設整備を検討します。

(4) 通学支援策

適正化により遠距離通学となる場合、児童・生徒の心身への負担および保護者の負担の軽減を図るため、通学支援策を検討します。

(5) 基本方針の見直しについて

基本方針については、国や都の学級編制基準などの制度が変更になった場合や社会情勢の変化などにより見直しの必要が生じたときは、随時見直しを行います。

8 対応が必要な学校

(1) 児童・生徒数により対応が必要な学校

対応区分	小学校	中学校	方法
早期に対応が必要な規模			学校の統合 通学区域の見直し
近い将来に対応が必要な規模	第六小 第七小	第六中	通学区域の弾力化 小規模特認校
今後の推移により対応が必要な規模	第一小 友田小 藤橋小 吹上小	第一中 吹上中	小中一貫校
導入済	成木小	第七中	小規模特認校

(2) 耐用年数にもとづく対応が必要な学校

対応区分	小学校	中学校
築50年以上経過している学校	第一小 第三小	第一中 第三中（屋体除く）
築45年以上経過している学校	第四小（屋体除く） 第五小 第七小 成木小 河辺小 新町小	第二中 西中 霞台中

(3) 総合管理計画にもとづく複合化予定施設

地域	小学校	中学校	市民センター
北部地域	成木小	第七中	成木市民センター
	第七小	第六中	小曾木市民センター
西部地域	第六小		沢井市民センター
	第五小	西中	梅郷市民センター

また、「青梅・長淵・東青梅・河辺地区」と「大門・新町・今井地区」の学校施設は、地域性を勘案した集約化・複合化による施設面積の縮減を検討し更新する。